

精神障害等の労災補償状況

1. 精神障害等の労災補償状況
2. 業種別支給決定件数
3. 職種別支給決定件数
4. 年齢別支給決定件数
5. 都道府県別支給決定件数
6. 1か月平均の時間外労働時間数別支給決定件数
7. 就業形態別支給決定件数
8. 出来事別支給決定件数
9. 精神障害等事案の平均処理期間及び中央値

1. 精神障害等の労災補償状況

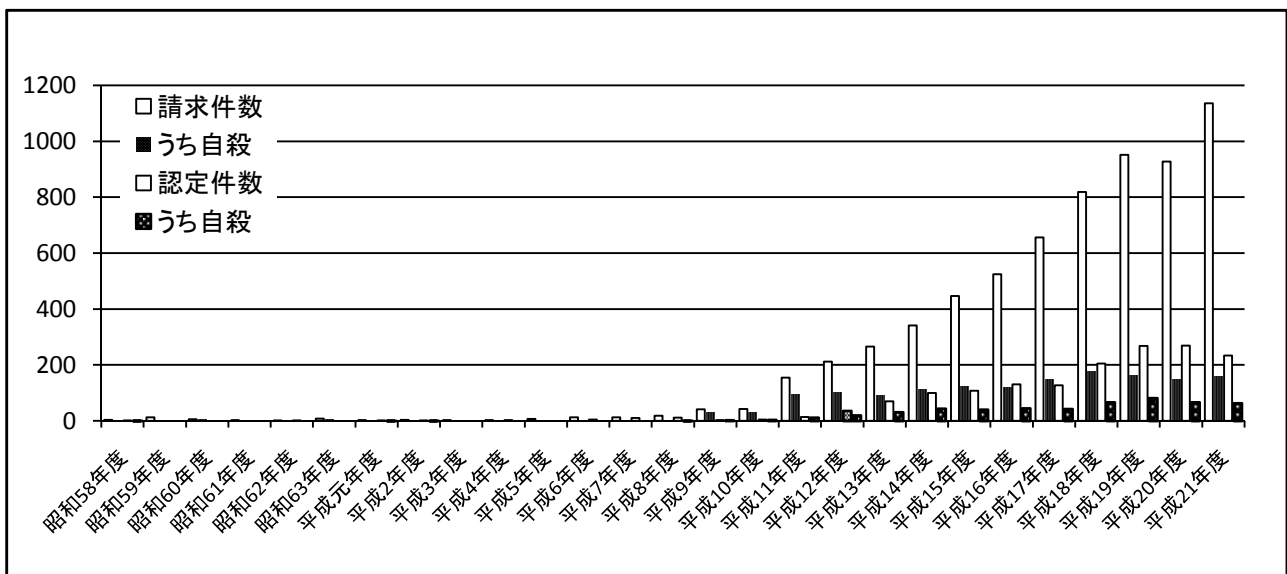
(件)

区 分		年 度									
		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度
精神障害等	請求件数	3	13	6	2	1	8	2	3	2	2
	支給決定件数	1	0	0	0	1	0	1	1	0	2
うち自殺	請求件数	2	3	4	2	1	4	2	1	0	1
	支給決定件数	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0

区 分		年 度									
		平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
精神障害等	請求件数	7	13	13	18	41	42	155	212	265	
	支給決定件数	0	5	10	11	2	4	14	36	70	
うち自殺	請求件数	3	0	1	2	30	29	93	100	92	
	支給決定件数	0	0	0	1	2	3	11	19	31	

区 分		年 度							
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
精神障害等	請求件数	341	447	524	656	819	952	927	1136
	決定件数	296	340	425	449	607	812	862	852
	うち支給決定件数 (認定率)	100 (33.8%)	108 (31.8%)	130 (30.6%)	127 (28.3%)	205 (33.8%)	268 (33.0%)	269 (31.2%)	234 (27.5%)
	うち自殺	112	122	121	147	176	164	148	157
うち自殺	決定件数	124	113	135	106	156	178	161	140
	うち支給決定件数 (認定率)	43 (34.7%)	40 (35.4%)	45 (33.3%)	42 (39.6%)	66 (42.3%)	81 (45.5%)	66 (41.0%)	63 (45.0%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る精神障害等について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。



2. 業種別支給決定件数

(件)

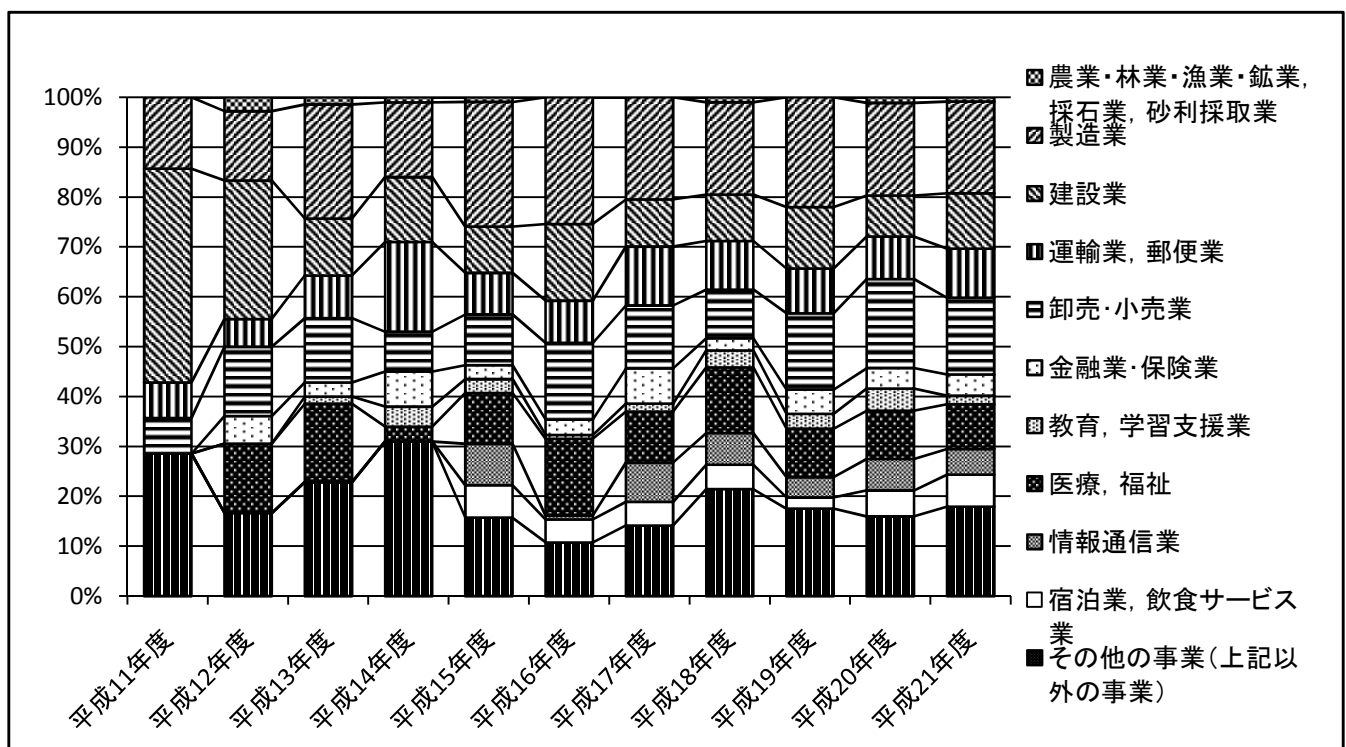
業種	年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
農業・林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業		0	1	1	1	1	0	0	2	0	3	2
製造業		2	5	16	15	27	33	26	38	59	50	43
建設業		6	10	8	13	10	20	12	19	33	22	26
運輸業、郵便業		1	2	6	18	9	11	15	20	24	23	23
卸売・小売業		1	5	9	8	11	20	16	20	41	48	36
金融業・保険業		0	2	2	7	3	4	9	5	13	11	10
教育、学習支援業		0	0	1	4	3	1	2	7	8	12	4
医療、福祉		0	5	11	3	11	20	13	27	26	26	21
情報通信業		注3	注3	注3	注3	9	1	10	13	11	17	12
宿泊業、飲食サービス業		注4	注4	注4	注4	7	6	6	10	6	14	15
その他の事業(上記以外の事業)		4	6	16	31	17	14	18	44	47	43	42
合計		14	36	70	100	108	130	127	205	268	269	234

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

3 「情報通信業」は平成14年から新設された分類。

4 「宿泊業、飲食サービス業」は、「卸売・小売業」および「その他の事業(上記以外の事業)」の一部を分離して平成14年から新設された分類。



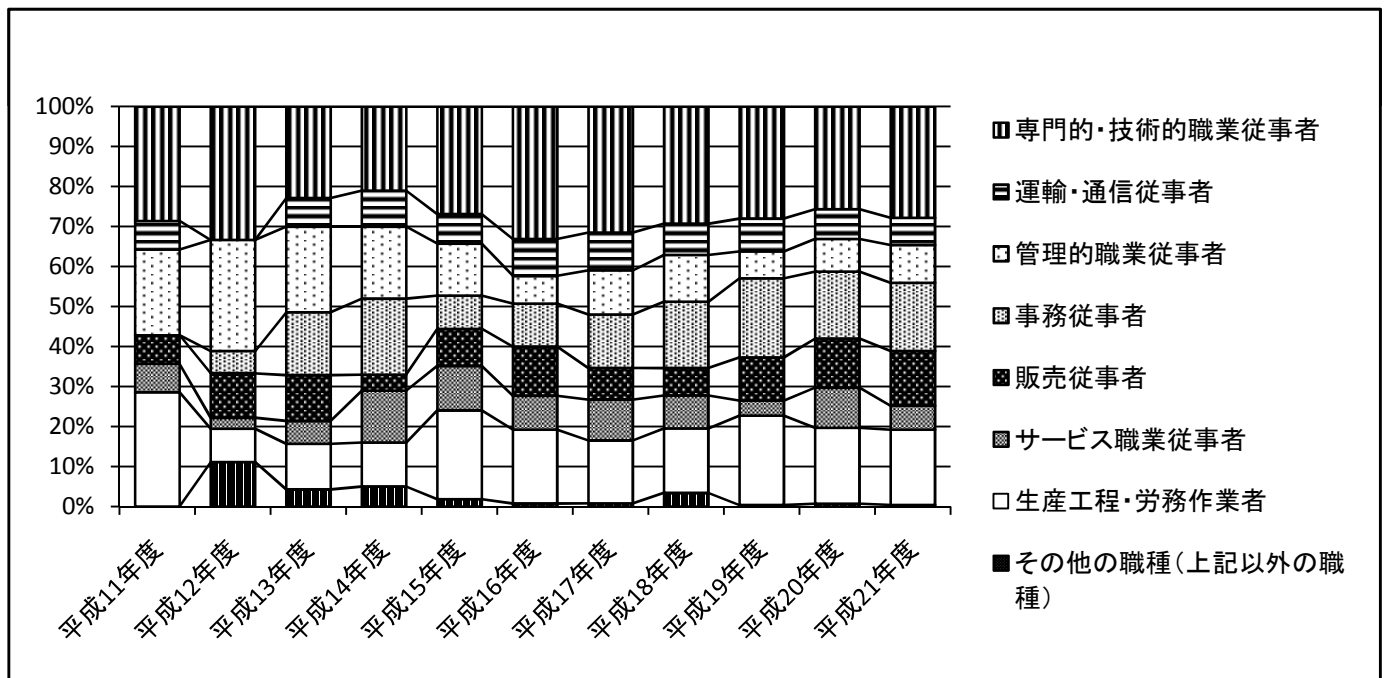
3. 職種別支給決定件数

(件)

職種 \ 年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
専門的・技術的職業従事者	4	12	16	21	29	43	40	60	75	69	65
管理的職業従事者	3	10	15	18	14	9	14	24	18	22	22
事務従事者	0	2	11	19	9	14	17	34	53	45	40
販売従事者	1	4	8	4	10	16	10	14	29	33	32
サービス職業従事者	1	1	4	13	12	11	13	17	10	27	14
運輸・通信従事者	1	0	5	9	8	12	12	16	22	20	16
生産工程・労務作業	4	3	8	11	24	24	20	33	60	51	44
その他の職種(上記以外の職種)	0	4	3	5	2	1	1	7	1	2	1
合計	14	36	70	100	108	130	127	205	268	269	234

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

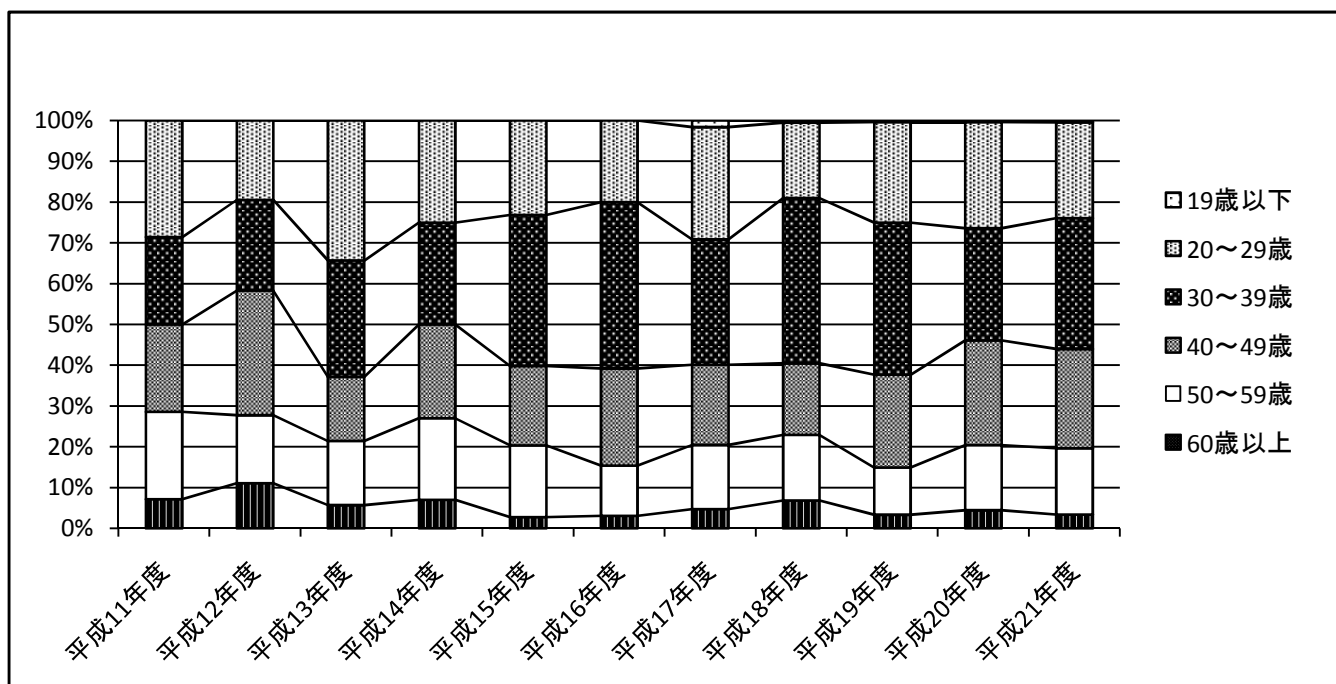
2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。



4. 年齢別支給決定件数

(件)

年齢 \ 年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
19歳以下	4	7	24	25	25	26	2	1	1	1	1
20～29歳							35	38	66	70	55
30～39歳	3	8	20	25	40	53	39	83	100	74	75
40～49歳	3	11	11	23	21	31	25	36	61	69	57
50～59歳	3	6	11	20	19	16	20	33	31	43	38
60歳以上	1	4	4	7	3	4	6	14	9	12	8
合計	14	36	70	100	108	130	127	205	268	269	234



5. 都道府県別支給決定件数

(件)

	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	1	1	3	1	4	2	3	2	10	4	10	5	17	2	11	3
青森							2		1	1			1			
岩手	2	1	1				1		1	1	3	1	2	1	2	1
宮城	6	5	2		3	2	3	2	1	1	6		7	1	12	3
秋田	1	1	2		2	1	2	1			2	1	2	1	3	
山形					3	1					4	2	6	1	1	
福島	1		3	2	2		1		2	1	4	1	4	2	3	1
茨城			1		3		4	2	3		2		6	1	3	
栃木			2	2	1	1			2		5	5	3	1	1	
群馬			3	3	1	1	2		5	3	5	2	4		3	3
埼玉	3	1	3		8	2	5		6	1	12	5			5	1
千葉	2		1	1	3	1	4	3	3		10	4	16	3	11	5
東京	23	7	15	7	8	4	12	5	33	16	50	13	40	10	33	6
神奈川	16	5	10	2	17	4	5	3	26	6	26	6	18	1	15	1
新潟	2	2	2	1	3	1			4	2	1		10	3	4	2
富山													1	1		
石川			1	1					4		3	1	1			
福井							5	1	4		5		2	2	2	
山梨	1				2	1	1	1	1	1	1				1	1
長野			1	1	2	2	4	1	4	1	2	1	2	1	4	
岐阜					1				1		4	1	3	1	6	
静岡			1	1	2	2	1	1	1	1	4	2	7	2	8	3
愛知	4	3	4	1	5	1	7	1	7	3	6	3	10	3	14	6
三重	1	1	2	1	1		2		2				3	1	3	1
滋賀	2		1		6	3	4	1	7	1	8	3	4	1		
京都	4	1	1		2		6	2	6		12	3	10	2	12	
大阪	6	3	7	3	16	6	19	6	22	8	23	7	22	8	26	7
兵庫	10	4	12	2	9	3	4	2	8	3	11	3	13	5	11	3
奈良	1		1		1	1	2				2		5		4	1
和歌山	1				1	1							4		1	
鳥取									3	1						
島根									1	1			1			
岡山	1		1	1	3	1	1		2	1	2		2	1	6	3
広島			3		4		1		4	1	2	2	11	2	2	
山口	1	1			2		1		1		4		1		2	1
徳島									1				3		1	
香川	2	1	1	1					1	1	4	2	3	1	1	1
愛媛	4	3	1	1	1		2	1	1		1		3	2	1	
高知	1	1			1				1							
福岡	1	1	10		2		12	2	8	3	10	5	4	1	7	2
佐賀					1				1	1	3		2	1	2	1
長崎	1		1	1			1		1		2		3	2	1	
熊本	1		5	4	4	1	4	2	8		9	2	4	2	2	2
大分			5	2	2		2	1	1		2		1		2	2
宮崎			2	1	2	1	1	1	1		4		5		3	2
鹿児島	1	1			2	2			4	3	1		1		2	
沖縄							3	1	2		3	1	2		3	1
合計	100	43	108	40	130	45	127	42	205	66	268	81	269	66	234	63

6. 1か月平均の時間外労働時間数別支給決定件数

(件)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
20 時 間 未 満	30	3	52	5	72	5	69	7	16	3
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満	7	2	11	3	20	7	9	4	6	0
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	5	3	15	5	11	8	10	4	5	2
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	10	5	15	9	17	9	15	7	8	2
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	9	6	19	10	27	11	22	8	12	3
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	22	11	17	8	39	20	31	15	24	13
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	5	4	18	11	17	4	24	7	20	10
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	1	1	10	4	12	4	10	4	11	2
160 時 間 以 上	9	3	10	4	16	9	20	5	9	4
そ の 他	29	4	38	7	37	4	59	5	123	24
合 計	127	42	205	66	268	81	269	66	234	63

注 時間外労働時間は報告を義務付けていないので報告のないものはその他に計上している。

7. 就業形態別支給決定件数

(件)

区分	年度	平成21年度	
			うち自殺
正規職員・従業員		207	60
契約社員		6	0
派遣労働者		4	2
パート・アルバイト		15	0
その他(特別加入者等)		2	1
合計		234	63

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

- 1 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- 2 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- 3 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- 4 パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

8. 出来事別決定及び支給決定件数

(件)

出来事の種類	具体的な出来事	決定件数		支給決定件数	
			うち自殺		うち自殺
1 事故や災害の体験	重度の病気やケガをした	69	3	16	2
	悲惨な事故や災害の体験(目撃)をした	64	1	37	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	交通事故(重大な人身事故、重大事故)を起こした	3	0	0	0
	労働災害(重大な人身事故、重大事故)の発生に直接関与した	3	0	2	0
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	13	7	5	4
	会社で起きた事故(事件)について、責任を問われた	10	4	3	2
	違法行為を強要された	3	3	2	2
	自分の関係する仕事で多額の損失を出した	4	3	2	1
	達成困難なノルマが課された	6	3	3	2
	ノルマが達成できなかった	7	3	2	1
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	9	4	4	2
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	3	0	2	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	14	4	6	2
	研修、会議等の参加を強要された	0	0	0	0
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	2	1	0	0
	上司が不在になることにより、その代行を任された	2	1	0	0
3 仕事の量・質の変化	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	114	38	55	23
	勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた	44	16	25	13
	勤務形態に変化があった	3	2	0	0
	仕事のペース、活動の変化があった	5	2	0	0
	職場のOA化が進んだ	0	0	0	0
4 身分の変化等	退職を強要された	20	2	3	0
	出向した	5	1	1	0
	左遷された	2	0	0	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	2	0	0	0
	早期退職制度の対象となった	2	0	0	0
5 役割・地位等の変化	転勤をした	26	3	5	1
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	5	0	0	0
	配置転換があった	24	2	1	0
	自分の昇格・昇進があった	11	2	0	0
	部下が減った	1	0	0	0
	部下が増えた	1	0	0	0
	同一事業場内での所属部署が統廃合された	2	0	0	0
	担当ではない業務として非正規社員のマネージメント、教育を行った	1	0	0	0
6 対人関係のトラブル	ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	42	2	16	1
	セクシュアルハラスメントを受けた	16	0	4	0
	上司とのトラブルがあった	134	8	9	1
	部下とのトラブルがあった	3	0	0	0
	同僚とのトラブルがあった	19	1	0	0
7 対人関係の変化	理解してくれていた人の異動があった	2	0	0	0
	上司が替わった	6	1	1	0
	昇進で先を越された	1	0	0	0
	同僚の昇進・昇格があった	1	0	0	0
8 その他		148	23	30	6
合計		852	140	234	63

注 その他の件数は、評価の対象となる出来事が認められなかった事案や、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

9. 精神障害等事案の平均処理期間及び中央値

(日)

	平成 11 年度 以前	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
平均処理期間	27.6	24.4	16.1	15.2	15.0	10.9	11.3	10.9	10.6	9.6	9.1	8.7
中央値					14.0	9.8	9.8	9.7	9.6	8.7	8.2	7.6

注 中央値(月数)は中央値の日数を30で除し、小数点2位以下を四捨五入したもの

